

自治体クラウドとしての運用を開始するにあたり神河町と協定書等を締結

このたび、国が推奨する住民情報システムの共同利用（自治体クラウド※）化を目指し神河町と協定書を締結するとともに、共同利用に関する合意書を神河町と住民情報システム業者である株式会社日立システムズの三者で締結します。

- 1 運用開始** 令和元年5月1日（水）から
- 2 経緯**
 - (1) 本市では住民情報システムの機器更新に伴い、平成30年7月23日から住民情報システムの単独クラウド化※を行った。
 - (2) 引き続き自治体クラウドへの移行について住民情報システム業者と検討を行い、同じシステム業者で単独クラウド化を行っている神河町と協議を重ねた。
 - (3) 兵庫県にも相談しながら、両市町による協定書とシステム業者を加えた三者による合意書の締結をもって自治体クラウドとしての運用を開始することになった。
- 3 目的**
 - (1) 運用費用の低減化
 - (2) 災害時における相互利用等の防災対策
 - (3) 共同利用による行政サービスの向上
- 4 今後について** 参加団体の増によるさらなる相乗効果などについて引き続き検討を行います。

※住民情報システムのクラウド化とは

住民基本台帳・税情報などの自治体の情報システムを、外部のデータセンターにおいて運用する方式であり、一団体に運用する場合は単独クラウド、複数の自治体で共同利用する場合は自治体クラウドという。

問い合わせ先 三木市総合政策部法務情報課情報政策係
電話 0794-82-2000（内線 2123）